

中間市人権問題に関する市民意識調査
報告書

令和元年7月
中 間 市

目 次

I 調査の概要	1
1. 調査の目的.....	3
2. 調査の実施概要.....	3
3. 報告書の見方.....	4
II 調査結果の分析	5
1. 結果の分析.....	7
2. 総合評価.....	19
III 調査結果	23
1. 回答者の基本属性等について.....	25
2. 人権問題について.....	27
3. 同和問題について.....	39
4. 子どもに関する問題について.....	52
5. 高齢者に関する問題について.....	58
6. 障がい者に関する問題について.....	66
7. 外国人に関する問題について.....	74
8. インターネットに関する問題について.....	80
9. L G B T（性同一性障がいや性的指向）に関する問題について.....	83
10. その他の人権に関する問題について.....	86
11. 社会意識・生活意識について.....	91
12. 人権課題の解決のための方策について.....	99

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

すべての人々の人権尊重の精神を育て、人権擁護の取り組みを進めるにあたって、市民の人権に関する意識と実態を把握し、「第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」（平成27年度～平成31年度）の見直しや今後の人権教育・啓発の推進に反映させるための基礎資料を得ることを目的に実施する。

2. 調査の実施概要

(1) 調査実施期間

平成30年10月1日～10月31日

(2) 調査対象者

満18歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した1,500人

(3) 調査方法

郵送による配布・回収

本人記入方式

※本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入

(4) 調査項目

- ・人権問題全般について
- ・同和問題について
- ・子どもに関する問題について
- ・高齢者に関する問題について
- ・障がい者に関する問題について
- ・外国人に関する問題について
- ・インターネットに関する問題について
- ・LGBT（性同一障がいや性的指向）について
- ・その他の人権に関する問題について
- ・人権課題の解決のための方策について

(5) 有効回収票

555票(有効回収率37.0%)

3. 報告書の見方

- (1) 回答割合は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示している。小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- (2) 複数回答を可とした質問では、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- (3) 文中では選択肢を「 」で示した。数表・図表は、スペースの都合上、調査票の文言を省略して表記している場合がある。また、2つ以上の選択肢を合計して表す場合には『 』で示している。文言の詳細は巻末の調査票を参照のこと。
- (4) 表・グラフにおいて、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (5) クロス集計表では、性別及び年代別に全体の単純集計結果と比較して5ポイント以上高くなっているセル（マス目）の数値は太字にし、アミ掛けを施している。
- (6) 単純集計・クロス集計の図表中には、回答者数が非常に少ない場合がある。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をする事が難しいので、回答の傾向をみる程度になる。
- (7) 表・グラフ中の「無回答」とは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難な回答である。
- (8) 本文中で記載「24年度」の結果は「中間市人権に関する市民意識調査」（平成25年2月）、「県（28年）」は「人権問題に関する県民意識調査結果報告書」（平成29年3月 福岡県）の結果を示している。

裏白

II 調査結果の分析

1. 結果の分析

(1) 人権問題全般について（問 1～問 4）

今回の調査では人権問題全般についての設問を新設した。これらの設問は、「福岡県人権問題に関する県民意識調査」（平成 28 年 8 月実施）と比較することを目的に同様の内容としており、県全体と比較することで本市の特徴を把握することを試みた。

①人権問題に関する関心（問 1）

人権問題に関する関心については、全体の 63.1%が「非常に関心がある」または「まあまあ関心がある」と回答している。県の調査結果と比較すると 5.4 ポイント低くなっているが、有効票 555 件でのサンプリング誤差に留意すると大きな差は認められない結果と言える。

年代別にみると、子育て世代に当たる 30 歳代と 40 歳代で関心を持っている人の割合が最も高くなっているのが特徴である。

人権問題に関する関心度は県の平均レベルにあるが、世代間での関心度の格差を縮めていくことが課題と言える。

- ✓ 関心度が比較的低い年代に対する広報・啓発等を積極的に行い、市民全体の関心を高めていく必要がある。

②関心のある人権問題（問 2）

関心のある人権問題をみると、「高齢者に関する問題」の 54.1%が最も高く、これに「障がい者に関する問題」の 47.4%、「子どもに関する問題」の 40.2%が続いている。県の結果と比較すると、今回の調査結果は「高齢者に関する問題」の割合が高く、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」、「同和問題」の割合が低くなっているのが特徴である。このことは今回の調査回答者の年代別構成の差（今回調査の 60 歳以上の構成比 53.0%に対し、県調査は 43.4%）も影響していると思われる。

年代別にみると、「60～69 歳」以上の年代では「同和問題」、「北朝鮮当局による拉致被害者などに関する問題」等の割合が他の年代よりも高く、「50～59 歳」以下の年代では「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「LGBT 性的指向及び性同一性障がいに関する問題」等の割合が他の年代よりも高くなっており、世代間で関心のある問題に違いがあることがうかがえる。

- ✓ 「高齢者に関する問題」はもちろんのこと「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」や「女性に関する問題」、「同和問題」、「LGBT 性的指向及び性同一性障がいに関する問題」など、いずれも重要な問題であり、自らの身近な問題だけでなく隣人や家族等が抱えている人権問題に広く関心をもっていただくための取り組みが必要である。

③人権を侵害された経験とその内容（問 3）

約半数近い人が「人権を侵害されたことはない」と回答している一方で、県の結果と比較すると地域・家庭・職場・学校等で人権を侵害された経験を持つ人がやや多くなっている。年代別では 50 歳代以下で侵害された経験を持つ人の割合が比較的高くなっており、本市が抱える大きな課題であることが示唆されている。

- ✓ 地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせの根絶を目指した取り組み及び、近年急速に広がってきているインターネットによるプライバシー及び人権侵害に対する取り組みが必要である。

④人権を侵害されたときの対応（問 4）

回答者の 4 人に 1 人程度が家族や親類、友人、先輩に相談している。また県の調査結果と比較すると、「相手に直接抗議した」の割合が 15.6%で県の調査結果よりも 7.8 ポイントも高く「何もできなかった」の割合が 11.7 ポイント低くなっているなど、相談したり直接抗議するなど行動している人の割合が高いのが本市の特徴である。

- ✓ 「何もできなかった」ではなく何らかの行動をとることが必要であるが、人権問題に関して相談したり、抗議するようなことが起こらない地域社会をつくっていくことが重要である。

（2）同和問題について（問 5～問 10）

基本的には平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①同和地区や同和問題の存在を初めて知った時期（問 5）

同和地区や同和問題の存在を初めて知った時期をみると、「6 歳～12 歳未満（小学校のころ）」が 39.1%で最も高いが、平成 24 年度の調査結果と比較すると、「6 歳～12 歳未満（小学校のころ）」の割合は 7.3 ポイント減少し、「同和地区や同和問題のことは知らない」が平成 24 年度の 2.4%から 4.5%にやや増加している。これを年代別にみると、「50～59 歳」以下の年代では「6 歳～12 歳未満（小学校のころ）」の割合が最も高く、各年代で 50%を超えており、小学校での教育が確実に行われてきたことがうかがえる。ただし、この割合（「6 歳～12 歳未満（小学校のころ）」）を詳しくみると「40～49 歳」の 79.2%をピークにして、「30～39 歳」67.2%、「20～29 歳」59.3%と年代が低くなるにつれて割合が減少していることに留意する必要がある。

- ✓ 義務教育中に植え付けられる差別意識を払拭するために、学校や行政が人権教育・同和教育の充実に積極的に取り組む必要がある。

②同和地区や同和問題の認知経路（問 6）

「同和地区や同和問題のことを知らない」と回答をした以外の人（知っている人）に、どのようにして知ったかを聞いたところ、「学校の授業で習った」が 32.8%で最も高くなっている。ただし、平成 24 年度の調査結果と比較すると、「学校の授業で習った」の割合は 8.5 ポイント減少し、「何となく知った」が 5.8 ポイント増加している。

これを年代別にみると「40～49 歳」以下の年代では「学校の授業で習った」の割合が最も高く、各年代で 60%を超えている。これに対し、学校での教育がさほど行われていなかった年代に当たる「60～69 歳」以上の「学校の授業で習った」の割合は 20%台以下となっており、特に「70～79 歳」以上では「何となく知った」の割合が 20%前後となっている。

- ✓ 学校の授業等ではなく「何となく知った」という認知経路の場合、一方的に偏った情報により認知する可能性も高く、こういった「何となく知った」という層に対する正しい情報提供を推進していく必要がある。

③同和地区の人を嫌がったりするような意識について（問7）

同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識がまだ残っているかを聞いたところ、「残っていると思う」が39.5%で最も高く、これとほぼ同率で「わからない」の38.4%が続いている。平成24年度の調査結果と比較すると、「残っていると思う」の割合は8.7ポイント減少し、「わからない」が9.5ポイント増加している。

「わからない」という回答については、差別意識が残っているかどうか突き詰めて考えた上での「わからない」と無関心で同和地区についての情報や知識がない「わからない」があると思われる。

- ✓ 無関心が要因となって「わからない」と回答した層は、偏った情報や一方的な情報により容易に差別意識を醸成してしまう可能性が高く、こういった層が拡大しないための広報や研修等の取り組みが必要である。

④同和地区を避けたりする意識が残っていると思った場面（問8）

同和地区を避けたりする意識が「残っていると思う」と回答した人に、具体的にどのような場面でそうした意識が残っているかを聞いたところ、「地域・地名など」が63.9%で最も高く、これに「結婚」の47.9%、「就職・就業」の20.1%が続いている。年代別にみると、「40～49歳」以下の年代では「本・テレビ・インターネット」の割合が高く、各年代で10%台となっている。これに対し、「50～59歳」から「70～79歳」の年代では「結婚」の割合が高くなっている。

- ✓ 「地域・地名など」が63.9%で最も高くなった背景には、問3の結果でも示されたように、地域により「地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」、「インターネットによるプライバシーの侵害」等の割合が高くなっているところがあることと関連があると思われる。
- ✓ 「40～49歳」以下の年代では「本・テレビ・インターネット」の割合が高く10%台と比較的高くなっているが、特にインターネット上での匿名の差別的な書き込み等に対する対応策が必要となっている。

⑤家族等から反対を受けた場合の対応（問9）

回答者が同和地区の人と結婚しようとした時、家族や親せきから反対を受けた場合、回答者はどのようにするか。また、回答者の子どもが同じケースになった場合、親としてどうするかを聞いたところ、回答者本人の対応の場合は、「わからない」の36.9%が最も高く、これに「他の家族や親せきに相談」の34.1%、「反対を押し切って結婚する」の21.8%が続いている。平成24年度の調査結果と比較すると、「わからない」の割合が23.7ポイント、「反対を押し切って結婚する」8.9ポイント、「他の家族や親せきに相談」8.7ポイント、それぞれ増加している一方で、「結婚をあきらめる」は1.9ポイント微減している。子どもの場合の対応についても同様の傾向が認められる。

「70～79歳」以上の年代では「わからない」、「何もできない」という回答が比較的高くなっているが、「50～59歳」以下の年代では「わからない」、「反対を押し切って結婚する」、「他の家族や親せきに相談」が比較的高い割合で、しかも増加傾向にある。

- ✓ 高齢者世代を除く年代で「反対を押し切って結婚する」、「他の家族や親せきに相談」が比較的高い割合を示しており、今後、このような傾向が継続していくような取り組みが必要である。

⑥同和問題を解決するための望ましい方法（問 10）

同和問題を解決するためには、どのような方法が望ましいか聞いたところ、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」の 48.3%が最も高く、これに「国や地方自治体（県・市）が、同和問題の解決に向け積極的に取り組むべきである」の 26.3%、「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」の 26.1%が続いている。平成 24 年度の調査結果と比較すると、「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」の割合が 8.9 ポイント、「どうすればよいかわからない」が 3.5 ポイントそれぞれ増加。年代別にみると、「40～49 歳」以下の年代では「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」の割合が高く、各年代で 50%台以上となっているが、「60～69 歳」と「70～79 歳」の年代では「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」が 30%台と高くなっている。

- ✓ 地域に対する「地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」、「インターネットによるプライバシーの侵害」等の差別行為が存在することは確かなことであり、「わざわざとりあげないで、そっとしておく方が良い」という誤解を解き、同和問題に関する正しい知識を教える機会や場を各ライフステージに応じて数多く作っていくことが必要である。

（3）子どもに関する問題について（問 11～問 12）

基本的には平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更されている。

①子どもに関する人権上の問題（問 11）

子どもに関する事柄で、人権上で特に問題があると思われることを聞いたところ、「子ども同士で仲間はずれや暴力、無視などのいじめをしたり、させたりすること」が 35.7%で最も高い。これに「保護者などが子どもを身体的、心理的（放任や無視を含む）、性的に虐待すること」の 29.9%が続いており、いじめや虐待に関することが子どもに関する人権上の問題として挙げた人が多くなっている。今回の調査で新設した「家庭の経済状況により、子どもの生活や進学、就職などに差が出てくること」と「いじめをしている人やいじめられている人を見て、周りの人が見て見ぬふりをする」についてはいずれも 24%台で約 4 人に 1 人が挙げており、いじめ等に関する無関心や無対応の問題、家庭の経済状況による子どもの格差の問題は新たな子どもに関する人権上の視点として重要であると思われる。

児童虐待事件が相次いでいることを受けて、平成 31 年 3 月 19 日の閣議で決定された児童虐待防止法などの改正案では、親が、しつけにあたって子どもに体罰を加えることを禁止しているが、今回の調査でも「大人が指導という理由で体罰を加えること」の割合が 24 年度の 15.5%から 19.6%へ増加している。

- ✓ 子どもに関係するいじめや虐待の問題への対応は、喫緊の課題である。また、いじめ等に関する無関心や無対応の問題や家庭の経済状況による子どもの格差の問題への子どもに関する重要な人権上の問題としての対応が必要である。

②子どもの人権を守るために必要なこと（問 12）

子どもの人権を守るために必要なことを聞いたところ、「学校教育の中で、子ども同士の人権や自他共に思いやりを大切にできる教育を充実すること」が40.2%で最も高く、これに「学校やその他で、いじめを見逃さないよう、いじめ問題の防止に取り組む」の37.3%、「子どもが気軽に相談できる体制づくりの充実を図る」の31.5%が続いている。いずれも深刻化する子どもに関係するいじめや虐待に対する取り組みに関わることが上位となっている。平成24年度の調査結果と比較すると、「学校教育の中で、子ども同士の人権や自他共に思いやりを大切にできる教育を充実すること」の割合が22.8ポイント増加している一方で、平成24年度調査で最も割合が高かった「地域で子どもや家庭を応援できる体制をつくるとともに、子どもが周囲から孤立しないような環境をつくること」は42.6%から30.5%に減少している。また今回の調査で新設した「SNSを含めたインターネットの正しい使い方の指導の強化や適正な利用を促進する」の割合は20.9%で、5人に1人が子どもの人権を守るために必要なこととして挙げている。

- ✓ 子どもに関係するいじめや虐待の問題への対応が喫緊の課題であると多くの市民が認識している結果がこの設問でも示唆されている。思いやり教育の充実、いじめを見逃さない体制づくり、子どもが気軽に相談できる体制づくりが求められている。

（4）高齢者に関する問題について（問 13～問 14）

基本的には平成24年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①高齢者に関する人権上の問題（問 11）

高齢者に関する事柄の中で、特に人権上問題があると思われることを聞いたところ、「インターネットや携帯電話などが自由に使えないため、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分伝わりにくいこと」が34.2%で最も高く、これに「経済的な自立が困難なこと」の29.7%、「病院や老人ホームなどでの看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること」の29.2%が多く挙げられた。これを年代別にみると、「30～39歳」以下の年代では4割弱が「インターネットや携帯電話などが自由に使えないため、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分伝わりにくいこと」を挙げているが、「50～59歳」以上の年代では3割が「高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと」を挙げており、サービスに対する不足感がより上位となっており、世代間の認識の差がうかがえる結果となっている。

- ✓ 高齢者は不当な扱いや虐待、詐欺等の被害を受けやすいことよりも、保健、医療、福祉などの十分なサービスを求めている人が多いことがうかがえる結果となっているが、増加傾向にある高齢者に対する不当な扱いや虐待、詐欺等に対する施策も必要である。

②高齢者に関する人権上の問題（問 12）

高齢者の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「高齢者が、生きがいを持って生活し、社会の一員として、参加したり、活動できるような環境づくりを充実する」が44.0%で最も高く、これに「高齢者のための保健、医療、在宅サービスなどの福祉サービスを充実する」の41.1%、「高齢者の生きがいづくりを支援する取り組みを進める」の28.8%が多く挙げられている。これを年代別にみると、「40～49歳」以下の年代では4割から5割の人が「高齢者が、生きがいを持って生活し、社会の一員として、参加したり、活動できるような環境づくりを充

実する」を挙げ最上位となっている。これに対し「70～79歳」以上では4割台の人が「高齢者のための保健、医療、在宅サービスなどの福祉サービスを充実する」を挙げ最上位となっており、世代間の認識の差がうかがえる結果となっている。

- ✓ 高齢者世代である70歳以上の年代からは、高齢者の人権を守るために必要なこととして保健、医療、福祉などの福祉サービスの充実が最も求められている結果となっている。これらの福祉サービスの充実と同時に高齢者の日々の生活の充実と密接な関係がある生きがいづくりについても推進していく必要がある。

(5) 障がい者に関する問題について (問15～問16)

基本的には平成24年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①障がい者に関する人権上の問題 (問15)

障がい者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることを聞いたところ、「働ける場所や能力を發揮できる機会が少ないこと」が31.4%で最も高く、これに「経済的に自立が困難なこと」の28.8%、「差別的な言動をされること」の24.5%が多く挙げられている。平成24年度の調査結果と比較すると、大きく増加した選択肢はなく、「差別的な言動をされること」の割合が10.8ポイント、「学校の受け入れ体制が不十分なこと」8.2ポイント、「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」6.2ポイントそれぞれ減少している。

これらの動向の背後には、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が急ピッチで進み、法律に沿った施策が推進されていることも要因と思われる。具体的には、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（同25年4月）、障害者差別解消法の成立（同25年6月）、障害者雇用促進法の改正（同25年6月）など障がい者福祉に関する関係諸法令の整備が進められ、これらの法令を受けた取り組みが本市内でも進展したことが影響していると思われる。ただし、障がい者の経済的な自立が容易にでき、かつ差別のない地域社会づくりは未だ途上にあることは確かなことである。

- ✓ 障がい者計画、障害福祉計画、障がい児福祉計画を中心とした施策展開により、障がいの特性に応じた障がい者が働ける場や能力を發揮できる機会、経済的な自立ができる環境、差別のない地域社会づくりを推進していく必要がある。

②障がい者に関する人権上の問題 (問16)

障がい者の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「障がいのある人もない人も、地域社会の中で共に暮らせる社会を目指す」が43.1%で最も高く、これに次いで「障がい者が安心して生活できる環境を整備するとともに日常生活の支援を充実する」の33.3%、「障がい者のニーズにあった保健、医療、福祉サービスを充実する」の27.0%が挙げられている。

いわゆる地域共生社会の実現を目指すことが最も高くなっており、この社会を実現するためには、この問16の設問で掲げられたすべての選択肢、例えば日常生活の支援の充実、保健・医療・福祉サービスの充実、障がい者が活躍できる場や機会の充実、特別支援学校と児童・生徒の交流などについて取り組んでいく必要がある。

- ✓ 障がい者の人権を守っていくためには、地域共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みを総合的に推進していく必要がある。

(5) 外国人に関する問題について（問 17～問 18）

基本的には平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①外国人に関する人権上の問題（問 17）

外国人に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることを聞いたところ、「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でないこと」が 33.2%で最も高く、これに「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」の 31.0%が多く挙げられている。平成 24 年度の調査結果と比較すると、近年、社会問題化している「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）を受けること」の割合が 6.3 ポイント増加しているほか、今回の調査で新設した「外国語に対応できる行政窓口や施設などが少ないこと」は 28.3%と全体で 3 番目に高い割合となっている。

外国人労働者の受け入れ拡大に向けた改正出入国管理法（入管法）が、平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことから、今後、介護や建設など 14 業種を対象に、5 年間で最大約 34 万 5 千人の外国人の受け入れが見込まれている。外国人との共生は本市も例外なく必要とされることが予想されており、差別のない外国人が暮らしやすい受け入れ体制を整えていく必要がある。

- ✓ 外国人の受け入れ体制を整えていくために、差別や偏見、誤解の解消、対応できる行政窓口等の充実、公共スペースの多言語対応、医療・防災・教育などの体制など問 17 の選択肢で掲げた項目の実現を着実に推進していく必要がある。

②外国人の人権を守るために必要なこと（問 18）

外国人の人権を守るために必要なことを聞いたところ、「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」が 35.7%で最も高く、これに「日本と外国の文化交流を行う」の 29.0%、「不当な就労や雇用などに対する取締りや罰則を強化する」の 27.7%が多く挙げられている。平成 24 年度の調査結果と比較すると、「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」の割合が 11.5 ポイント増加しており、これを年代別にみても、割合の高い選択肢は各年代共通で、「外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を増やす」となっている。このほか「外国人であることや日本語ができないことが理由で、日本人と同等のサービス（医療、福祉、教育など）が受けられないような障がいを取り除く」の割合が比較的高いのは「29 歳以下」と「50～59 歳」、「学校教育の中で、外国人の人権に関する教育を充実する」の割合が高いのは、「29 歳以下」と「30～39 歳」、「60～69 歳」となっており、交流だけでなく具体的な外国人の受け入れ体制についての選択肢も多く挙げられている。

- ✓ 外国人の受け入れ体制を整えていくために、外国人と日本人が気軽に交流できる活動や機会を拡充するとともに、医療・福祉・教育などでの日本人と同等のサービスの実現、外国人の人権に関する学校教育の充実等の具体的な施策を推進していく必要がある。

(6) インターネットに関する問題について（問 19）

インターネットに関する人権問題は悪化傾向にあるとの認識により、今回の調査では平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を拡充して実施した。

①インターネットに関することで人権が特に尊重されていないと思うこと（問 19）

インターネットに関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことを聞いたところ、「他人を誹謗中傷する表現を掲載していること」が45.2%で最も高く、これに「出会い系サイトやSNSなどが犯罪を誘発する場となっていること」の44.0%、「個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題が多く発生していること」の35.9%が多く挙げられている。年代別にみると、割合の高い選択肢は各年代共通で、「他人を誹謗中傷する表現を掲載していること」、「出会い系サイトやSNSなどが犯罪を誘発する場となっていること」、「個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題が多く発生していること」となっているが、特に50歳代以下のインターネットと日常的に関わっている年代の回答率が高い。

✓ インターネットによる誹謗中傷や個人情報の流出を防ぐなどの具体的な施策を推進していく必要がある。

（7）LGBT（性同一性障がいや性的指向）に関する問題について（問 20）

LGBT（性同一性障がいや性的指向）については近年、重要な人権問題として認識されるようになっており、今回の調査では平成24年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を拡充して実施した。

①性的少数者の人権がとくに尊重されていないと思うこと（問 20）

性同一性障がい（からだの性とところの性が一致しない状態）や性的指向（同性愛・両性愛）をはじめとする性的少数者の人権に関する事柄で、人権がとくに尊重されていないと思うことを聞いたところ、「性的少数者に対する理解が足りないこと」が41.3%で最も高く、これに「差別的言動を受けること」の30.6%、「法令や制度などの整備が十分でないこと」の27.7%が多く挙げられている。年代別にみると、割合の高い選択肢は各年代共通で、「性的少数者に対する理解が足りないこと」、「差別的言動を受けること」、「法令や制度などの整備が十分でないこと」の割合が高くなっている。このほか「40～49歳」以下の年代では「性的少数者に対する理解が足りないこと」、「相談できる相手が少ないこと」、「法令や制度などの整備が十分でないこと」などの割合が特に高くなっており、これらの比較的若い世代がLGBTに対し理解を示していることがうかがえる。

✓ LGBTに対する理解の促進、差別の解消、法令や窓口の整備など人権が尊重される環境づくりを推進していく必要がある。

（8）その他人権に関する問題について（問 21）

基本的には平成24年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①人権侵害に当たると思う事柄（問 21）

5つの事柄を掲げ人権侵害に当たると思うかを聞いたところ、「人権侵害に当たる」と回答した人の割合の低い方から「過去に刑を終えて出所した人が、それを理由に就職を断られること」(22.3%)、「ホームレスの人たちが蔑視されたり、嫌がらせを受けたりすること」(47.4%)、「犯罪被害者が誹謗・中傷され、平穏な生活が送れないこと」(65.9%)の順となっている。特に「過去に刑を終えて出所した人が、それを理由に就職を断られること」では「一概には言えない」が57.5%となっており、「40～49歳」以下の年代では70%前後を占めている。

犯罪歴のある人やホームレスの人と日常的に接することに対しては、人権尊重よりも漠然とした不安感や恐怖感を抱いてしまう人が多いと思われる。すべての人の人権が大切に尊重すべきものと思うものの、いざ身近に接することになると反対するという、いわゆる NIMBY 症候群（「必要なのはわかるけど、自分の裏庭（=In My Back-Yard）ではやらないで（=Not）」）のジレンマから「一概には言えない」という回答が多くなっていると思われる。

- ✓ 刑を終えた人が就職先に困り再び罪を犯して刑務所に戻ることを繰り返す。このことを、新たな社会問題として国では捉えるようになっており、再犯防止策と再犯者の地域共生に関する取り組みは重要な施策に位置づけられている。本市でも関連する施策の推進が求められている。
- ✓ NIMBY 症候群の解決は地域共生社会実現の鍵となるものであり、本市でも関連する施策の実施や研修、講演会、シンポジウム等の理解促進策の実施が求められている。

（9）社会生活・生活意識について（問 22～問 23）

基本的には平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①生活意識に関する賛否（問 22）

男女共同参画等に関する 4 つの生活意識を提示し賛否を聞いた。

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合をみると、「親の老後をみるのは子どものつとめ」の 67.5% が最も高く、以下割合が高い方から「どんな事情があっても先生は子どもに体罰すべきではない」(54.0%)、「女兒は女らしく、男児は男らしく育てる」(49.2%)、「男性が仕事、女性が家事・育児を担う」(37.3%) の順となっている。また、性別や年代により賛否が分かれていることが認められ、特に「男性が仕事、女性が家事・育児を担う」と「女兒は女らしく、男児は男らしく育てる」については「40～49 歳」以下の年代では「反対」の割合が高く、「70～79 歳」以上の年代では「賛成」の割合が高くなっている。

平成 24 年度の調査結果と比較すると、「反対」の割合が増加しているのは「男性が仕事、女性が家事・育児を担う」(8.1 ポイント増)、「女兒は女らしく、男児は男らしく育てる」(6.9 ポイント増) となっており、「どちらかといえば反対」の割合が増加しているのは「親の老後をみるのは子どものつとめ」(7.5 ポイント増) となっている。

- ✓ 根強く残っている性別役割分担意識や、男女を区別する考え方を取り除くための、啓発活動が必要である。
- ✓ 時代の流れとともに、体罰を肯定する意識を見直し、本来の教育の在り方を考える機会を増やすことが重要となっている。

②人権に関する法律の認知度（問 23）

人権問題に関する法律の認知度を聞いたところ、「詳しく知っている」と「だいたい知っている」、「名前だけは知っている」の合わせた認知度は、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の 38.7% が最も高く、これに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の 32.6%、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の 32.4% が続いている。いずれも 2016 年に施行された法律であり、「知らない」が 50% を超えており、認知度は低い。「知

らない」は「50～59 歳」以下の年代の割合が高く、人権に関する法律については働き盛り世代の認知度が特に低い。

- ✓ 市民の人権に関する認識や理解を深めるために、人権に関する法律の認知度を高めていく必要がある。

(10) 人権課題の解決のための方策について（問 24～問 29）

基本的には平成 24 年度に実施した「中間市人権に関する市民意識調査」の設問を踏襲しているが、選択肢については一部変更している。

①気になっている中間市の人権課題（問 24）

中間市の人権課題の中で気になっているものを聞いたところ、「高齢者の人権に関する問題」が 34.8%で最も高く、これに次いで「同和問題」（26.8%）、「子どもの人権に関する問題」（26.7%）、「障がい者の人権に関する問題」（25.6%）が続いている。これを年代別にみると、「29 歳以下」と「30～39 歳」、「40～49 歳」の年代では「子どもの人権に関する問題」の割合が高くなっている。「高齢者の人権に関する問題」の割合が高い年代は「50～59 歳」以上の年代で 40%前後となっている。「外国人の人権に関する問題」と「男女共同参画の問題」は「30～39 歳」以下の若い年代の割合が相対的に高くなっている。平成 24 年度の調査結果と比較すると、割合が増加しているのは「高齢者の人権に関する問題」（6.3 ポイント増）だけで、他の人権課題は大きな変化が認められない。

- ✓ 高齢者の人権問題は高齢者、子どもの人権問題は子育て世代の割合が高くなるなど、自らの身近な課題が気になる人が多くなっており、当然のことと言える。ただし、市民の中でも少数の人が抱える人権課題も重要な問題であることから、自らのことだけでなく隣人や家族等が抱えている人権問題に広く関心をもっといただくための取り組みが必要である。

②見た、読んだ、参加したことのある人権課題の解決策（問 25）

中間市が行っている人権課題の解決のための教育や啓発活動についての認知度及び経験を聞いたところ、「市の発行する広報誌（広報なかま、人権センターたより『よかかぜ』）」が 53.2%で最も高く、これに「チラシ（同和問題啓発強調月間や人権週間のチラシなど）」の 28.5%、「講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）」の 19.1%が多く挙げられている。平成 24 年度の調査結果と比較すると、割合が増加しているのは「中間市ホームページ」（4.8 ポイント増）と「中間市の人権教育・啓発活動を知らない（見た・読んだ・参加したことはない）」（2.7 ポイント増）となっている。「40～49 歳」から「70～79 歳」の年代では「市の発行する広報誌」が 50%を超え高くなっているが、「30～39 歳」以下の年代では「中間市の人権教育・啓発活動を知らない（見た・読んだ・参加したことはない）」の割合が 30%台で高くなっていることが啓発活動の面からの課題と言える。

- ✓ 現行の人権課題解決のための教育や啓発活動の内容、広報手段などを見直し、参加・閲覧の増進を図る必要がある。

③今後の講演会の内容について（問 26）

「講演会など（「中間市人権フェスティバル」や人権センターで開かれている教養文化教室、人権学級の開催など）」について最近、見た、読んだ、参加したことがあると回答をした人に、中間市が行っている講演会の内容を今後どのような内容にすればよいか聞いた。その結果をみると、「講師の選定や内容を毎回違ったものにする」が 22.6%で最も高く、これに「今のままで良い」の 17.9%、「やさしい内容にする」の 16.0%が続いている。これを性別にみると、「男性」の割合が「女性」より高いのは「やさしい内容にする」、「講師の選定や内容を毎回違ったものにする」となっている。一方、「女性」の割合が「男性」より高いのは「今のままで良い」、「開催の場所や時間を工夫する」、「わからない」となっている。年代別では各年代の標本数が過小であることに留意する必要があるが、「30～39 歳」から「50～59 歳」の年代では「開催の場所や時間を工夫する」の割合が高く、「70～79 歳」以上の年代では「講師の選定や内容を毎回違ったものにする」の割合が高くなっている。

✓ 講演会に対するニーズが性別や年代により異なっていることがうかがえることから、講演会ごとに主要なターゲットを想定した企画及び運営を検討していく必要がある。

④講演会などを見た、読んだ、参加しなかった理由（問 27）

問 25 で講演会についての認知や経験がなかった人に、その理由を聞いたところ、「講演会の開催を知らなかった」が 20.7%で最も高く、これに「特に理由はない」の 20.3%、「関心がない」の 13.6%が多く挙げられている。これを年代別にみると、特に「20 歳以下」と「30～39 歳」の年代では「講演会の開催を知らなかった」が 30%を超え高くなっている。「60～69 歳」以上の年代では「特に理由がない」の割合が最も高く 20%台となっており、これに「講演会の開催を知らなかった」と「関心がない」が 10%台で続いている。

✓ 講演会に対する認知度や関心度が性別や年代により異なっていることがうかがえることから、講演会ごとに主要なターゲットを想定した企画及び広報手段を検討していく必要がある。

⑤効果的な人権啓発をするための啓発広報活動（問 28）

人権啓発を推進するために、どのような啓発広報活動などが効果的かを聞いたところ、「広報誌・パンフレット・ポスター」が 46.3%で最も高く、これに「講演会や研修会」の 29.7%、「自由な意見の交換ができる会合」の 13.5%が続く結果となっている。また、今回の調査で新設された質問「地域の組織や隣近所など顔見知りの人たちと一緒に考える会合」の割合が 13.0%となっている。年代別にみると、全年代共通で「広報誌・パンフレット・ポスター」の割合が最も高くなっており、特に「40～49 歳」以下の年代では 50%台で高くなっている。これに次いで「講演会や研修会」の割合が全年代で高くなっており、特に「50～59 歳」以下の年代では 30%台となっている。

✓ 「広報誌・パンフレット・ポスター」と「講演会や研修会」が効果的であるとする人の割合が高くなっているが、顔見知りの人たちと一緒に考えたり、自由な意見交換ができる会合を支持する割合も一定程度の支持があることがうかがえることから、性別、年代、地域のニーズに合わせたきめ細かな啓発広報活動が求められている。

⑥今後、人権課題の解決に向けて力を入れるべきだと思うこと（問 29）

今後、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れるべきかを聞いたところ、「学校内外の人権教育を充実する」が 43.2%で最も高く、これに「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」の 33.2%が多く挙げられている。年代別にみると、「50～59 歳」以下の年代では、「学校内外の人権教育を充実する」、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」、「行政と民間団体などの関係機関が連携し、一体的な教育・啓発活動を推進する」などの割合が高くなっている。「60～69 歳」以上の年代では「学校内外の人権教育を充実する」と「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」に並んで「人権意識を高め、理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」の割合が上位となっている。

- ✓ 人権啓発を進めるために、広報誌や講演会などに加え、人権侵害を受けている当事者との交流の場をつくることが重要となっている。
- ✓ 人権課題の解決には、啓発広報活動や学校教育により、人権教育の充実を図ることが重要で、また、相談機関や保護施設など、被害者の支援体制の強化が必要である。

2. 総合評価

尊重されるべき「人権」とは何か、あらためて考える

北九州市立大学法学部教授（憲法学） 中村英樹

(1) はじめに

中間市は、市の実情に即した人権教育や啓発に関する施策を計画的に推進するために、「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しており、現在、第二期の計画（平成 27～31 年度）に基づいてさまざまな施策が行われている。この計画の見直しや今後の人権教育・啓発の推進に反映させるために、前回平成 24 年 10 月に続き、平成 30 年 10 月に「中間市人権問題に関する市民意識調査」が実施された。設問ごとの分析は、すでに 5～18 ページで詳しくなされているので、以下ではふだん大学で「人権」をはじめとした憲法に関する問題を研究している筆者（中村）から見た、調査全般に関する講評を行いたい。

(2) 人権とは

今回の調査では、冒頭に人権問題全般についての質問が新設されており、人権問題に対する関心の程度（問 1）、具体的に関心のある問題（問 2）、人権を侵害された経験とその内容（問 3）、人権を侵害されたときの対応（問 4）を尋ねている。これらの設問が新設された意図は、「福岡県人権問題に関する県民意識調査」と同様の質問を設けて県全体と比較することで、中間市の特徴を把握するためとされている。調査結果が適切に比較されれば、中間市における問題の特徴を浮き彫りにして今後の施策に反映させることができる。また、今後も継続的に調査することで、市民の問題関心の推移を把握したり施策の効果を検証したりすることも可能となるだろう。その意味で、適切な質問追加であったと思われる。

ところで、新設された問 1 は、「あなたは、人権問題に関心がありますか。」と尋ねている。しかしあらためて考えてみると、そもそも人権あるいは人権問題とは何なのだろうか。この人権という言葉は、これまで行政施策などにおいて、あるいは市民の間で、比較的曖昧なままに使われてきたような印象があり、あらためて尋ねられると答えに詰まってしまう人も多いのではないだろうか。とはいえ、それもやむを得ないことかもしれない。なぜなら、人権について長きにわたって考え続けてきた憲法研究者や法哲学研究者などの専門家たちの間でも、いまだ明確な答えは出ていないからである（意外かもしれないが、むしろ近年、議論はさらに複雑化しているようにさえ見える）。

伝統的には、人権とは「人間がただ人間であることのみにもとづいて当然にもっている権利」（宮沢俊義：憲法学者）とされる。しかしこの説明だけでは、肝心の人権の中身はわからない。何が「当然にもっている権利」にあたるのだろうか。専門家の間でも、人権の具体的な内容は時代によって変化するものとされており、実際に具体化された人権の一部は日本国憲法の中で「思想・良心の自由」（19 条）、「表現の自由」（21 条）、「信教の自由」（21 条）などのかたちで保障されている。しかしながら、「人権問題に関心があるか」と尋ねられたとき、多くの人は「思想・良心の自由」「表現の自由」「信教の自由」などの問題を思い浮かべて考えるだろうか。あるいは、「人権尊重のまちづくり」というのは、「思想・良心の自由」「表現の自由」「信教の自由」などを尊重してまちづくりをしていこうという理念なのだろうか。どうもそうではないような気がする。

おそらく、多くの人々が「人権」という言葉からイメージするのは、憲法で個別に保障されている具体的な権利・自由というよりも、その大もとにある最も根源的な人権、「人が人間にふさわしい尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受けることを求める権利」のようなものなのではないだろうか。そのようにイメージされる最も根源的な意味での人権の観念は、これまで、抑圧や差別に苦しんできたさまざまな人たちによって、自分たちの主張や要求に重みを与えるために援用されてきた。そして、それまで抑圧や差別に気づかなかつた（あるいは気づかないふりをしてきた）社会の多くの人たちに対して問題状況を明らかにすると同時に、被害者の救済を可能にするという成果をもたらしてきたのである。このように、根源的な意味での人権は、社会の中の見えなかった問題を「発見」という大きな力を持っているものである。

しかし他方、人権という言葉は、自分たちの主張や要求に重みを与えるのに便利な言葉でもあるため、あまりにもいろいろな場面で使われすぎた結果、その本来の意味が拡散して曖昧になってしまっているという問題も生じている。また、人権という言葉が特に説明もなく当然のものとして用いられる場面でも、実際には人々が「ここでいう『人権』とは何なのか」について理解を共有していない場合には、人権という言葉を用いること自体がかえって混乱を招き、議論が噛み合わない原因となってしまう、といったことも危惧されるのである。

(3) 市民意識調査における人権・人権問題

では、以上のようなことを意識しながら、市民意識調査を見てみよう。市民意識調査の問2では、「現在の日本社会にはさまざまな人権問題がありますが、あなたはどのようなことに関心がありますか。」と尋ねて、「同和問題」「女性に関する問題」「子どもに関する問題」「高齢者に関する問題」「障がい者に関する問題」など17の具体例を選択肢として用意している。したがって、調査票の作成者はこれらの問題を人権問題として認識していることが推察される。また、調査の回答者も主にそれらを念頭に、人権問題に「関心がある」「関心がない」と答えていると思われる。しかしいうまでもなく、設問に挙げられた具体例は、人権に関する問題の中のいくつかにすぎない。もちろん、それらが重要な問題であることは間違いない。ただ、人権という言葉が曖昧であるため、はっきりしたイメージを持っていない回答者は、そこで列挙された以外の問題を具体的に思い浮かべることはなかなか難しかったのではないだろうか（実際、「その他」を選んだのは1.6%にすぎない）。しかしたとえば、学校で下着の色まで教師に検査されたり、生まれつきの髪の色を無理やり黒に染めさせられたりする、いわゆる「ブラック校則」の問題は人権問題ではないだろうか。あるいは、自分たちの生活する街の上空を昼夜問わず軍用機が飛び回っているような状況は人権問題ではないだろうか（そのような問題は中間市とは関係ないといわれるかもしれないが、問2の選択肢は中間市と関係あるものを優先して設定しているわけではない）。中間市民はそうした問題には関心がないのだろうか。もちろんそうではないだろう。

このように、回答者の中で人権あるいは人権問題とは何かについての理解が必ずしもはっきりしていない場合、具体例として列挙された以外の問題が見落とされてしまうという難点がどうしても生じてしまう。もちろん、問2では中間市が特に対策に力を入れている問題を中心に関心の有無を問うているのだと考えることもできる。とはいえ、市が掲げる「人権尊重」の理念が「人が人間にふさわしい尊厳ある存在として平等な配慮と尊重を受けることを求める権利」としての人権を尊重しようということであるならば、問題の取り扱い方次第で人権という観念が本来持っていた「問題を発見する力」を大きく削いでしまう可能性があることは意識する必要があると思われる。

同様の難点は、市民意識調査の問3についても指摘できる。問3では、「あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか。あった場合、それはどんなことでしたか。」と尋ねて、「根も葉もない噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」「公的機関や企業などによる不当

な扱い」「地域・家庭・職場・学校における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理しい・嫌がらせ」など 12 の具体例を挙げている。この設問に対しては、48.1%の人が「人権を侵害されたことはない」と回答している。一般的にいえば、約半数の人が人権を侵害された経験がない（と感じている）というのは評価すべきことかもしれないし、逆に約半数の人が人権を侵害された経験がある（と感じている）ことは大いに問題があることかもしれない。しかしここでも、回答者が具体例以外の人権侵害例を思い浮かべることが難しかった可能性もあり（「その他」を選んだのは 2.0%）、結果の評価には留保が必要であるように思われる。

また、市民意識調査自体の中にも、人権の意味内容が拡散・曖昧化している状況が見られる。たとえば、今回の調査から新設された問 19 では、「インターネットに關することからで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」を尋ねているが、選択肢の中の「出会い系サイトや SNS などが犯罪を誘発する場となっていること」「違法・有害のホームページが十分に規制されないこと」「悪徳商法の取引の場となっていること」などの例は、果たして「人権が尊重されていない」問題なのであろうか。列挙された具体例は、いうまでもなく対応が必要な重要な問題ではあるが、相当に多様な課題を何もかも人権問題と一括りにしてしまうと、尊重すべき人権とは一体何なのか、市民にとってもますます分かりにくくなってしまわないかということも危惧されるのである。

（４）差別と平等、社会の責任

根源的な意味での人権が「平等な配慮と尊重」を求めるものであることもあって、これまで人権問題の中心となってきたのが、差別・平等の問題である。「第二次中間市人権教育・啓発に關する基本計画」においても、基本計画の性格として『「全ての国民は法の下に平等である」との憲法の理念の下に、人権教育及び人権啓発の推進に關する法律の趣旨に沿って、同和問題をはじめとしてあらゆる人権問題の解決を目指すもの」と明記されている。また、市民意識調査で具体的に挙げられている人権問題も、同和問題をはじめとして差別・平等に關することが多い。

人間は同じ尊厳ある存在として生まれながらに等しいのだから平等に取り扱われなければならない、というのは一見わかりやすい。ところが、では何が平等な取り扱いなのか、何が差別なのかといった問題を具体的に考えはじめると、「人権」と同様に「平等」も十分に理解が行き渡った観念とはいえなくなる。

日本国憲法が求めている平等とは、すべての人をまったく同じように扱うということではなく、「等しい者を等しく、等しくない者を等しくなく扱うべし」という意味であるとされる（相対的平等と呼ばれる）。この考え方によると、選挙権付与について年齢に応じて区別して取り扱う（たとえば 18 歳以上の者だけに選挙権を与える）ことは、合理的な区別として認められる。なぜなら、政治的判断能力という点で、ある年齢未満の者とある年齢以上の者は「等しくない」（と考えられる）ので、異なった取り扱いをしてよいからである（“等しくない者を等しくなく扱う”）。それに対して、（たとえば 18 歳以上の）男性のみに選挙権を与えることは、不合理な差別として禁止される。なぜなら、政治的判断能力という点で、男性と女性は「等しい」ので、等しく取り扱われなければならないからである（“等しい者を等しく扱う”）。

同じように、ある障がいを持った子どもがいる場合に、その子の「学校で学ぶ力」がそれ以外の子と等しいのであれば、等しく取り扱うべきである。他方、たとえばその子の「校舎内を移動する力」がそれ以外の子と等しくないのであれば、異なった取り扱いをすべきである。その際の「異なった取り扱い」には、本人や保護者からの希望に応じて特別な支援を行うことをはじめ、「校舎内を移動する力」が校舎の構造や設備のせいで制限されているのであれば、その障害を取り除くこと（バリアフリー化）も含まれるのである。

以上のように、禁止される差別とは、区別して取り扱うことそのものではなく、ある基準に基づいて比較すれば「等しい」はずの人を「等しくない」ものとして他の人たちよりも不利に取り扱うことである。また、平等とは、このような不合理な差別を禁止するものであると同時に、社会環境が要因となって本来「等しい」はずの人が等しく生活することを妨げられている場合には、障害となっている環境を改善することを社会の責任として要請するものでもある（これが、いわゆる「ノーマライゼーション」という考え方である）。

その点を踏まえて今回の市民意識調査を見てみると、やや気になる点がある。問 10、問 12、問 14、問 16、問 18 などでは、具体的な人権問題に関して「解決するための望ましい方法」や「人権を守るために必要な方法」を尋ねているが、設問に対する回答の中で、社会の側が積極的に支援を行ったり環境を改善したりする方法を選んだ回答が、平成 24 年度の前回調査と比較して減少しているように見える部分があるのである。「第二次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」の中でもノーマライゼーションという考え方について触れられているが、差別問題や人権問題の解消を当事者たちの自助努力に委ねる傾向があるとすれば、それはノーマライゼーションの考え方とは逆行している。もっとも、個別の問題によっては必ずしもそのような傾向が見られない部分もある。平等の実現に対する社会の責任という観点から調査結果をより詳細に分析し、施策を検証してみることも有益ではないかと考える。

また、上述の点とも関連するが、差別の背後には、不幸にもそれを成り立たせてきた歴史的背景や、差別してきた側（社会的に有利な立場にあるもの）と差別されてきた側（社会的に不利な立場にあるもの）との間の著しい不釣り合い（非対称性、非対等性）が存在している。つまり、現在の社会の構造そのものが、差別される側に不利になるようにできあがってしまっているということである。しかし、そうした構造があるということが市民の間で十分に理解されていないと、表面的な現象だけを見て、かえって「差別される側（あるいは人権を主張する側）だけが一方的に優遇されている」といった誤った反発を招いたり、地域社会を分断したりしてしまいかねない危険性がある。したがって、人権問題を解決し、地域社会を分断から回復させ、すべての人が等しく配慮され尊重されるまちに近づくためには、なぜそのような人権問題や差別があるのか、その原因は何なのかということ啓発していく地道な取り組みが、これまで同様にどうしても必要不可欠である。

(5) さいごに

そもそも人権問題という課題は、「男女共同参画」などと比較しても対象が非常に広範である。そのため、「人権」や「平等」「差別」などの言葉の意味が、必ずしも十分に理解されていなかったり、拡散して曖昧になってしまっていたりする可能性がある。基本計画や施策の見直し作業を行っていく際には、なかば当然のものと考えられてきた観念が一体何を意味するのかといったことや、「人権が尊重されるまち」とはどのようなまちなのかといったことをあらためて議論して、共通の理解を確認する作業が必要かもしれない（場合によってはあえて「人権」という言葉を使わずに問題を精確に表現することも必要かもしれない）。

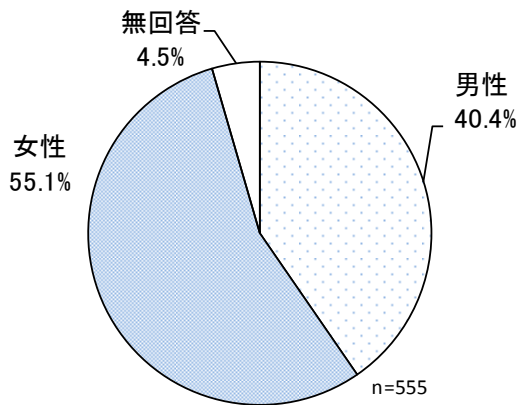
その上で、これまでの施策が人権問題とどのように関連していたのか、問題の実効的な解決に繋がってきたのかを、市民意識調査の結果に照らしながら検証していくことが重要であろう。そして、明確化された人権についての理解を市民が広く共有することができれば、中間市はさまざまな違いを持った人たちがより生活しやすいまちに近づいていくに違いないと考える。

III 調査結果

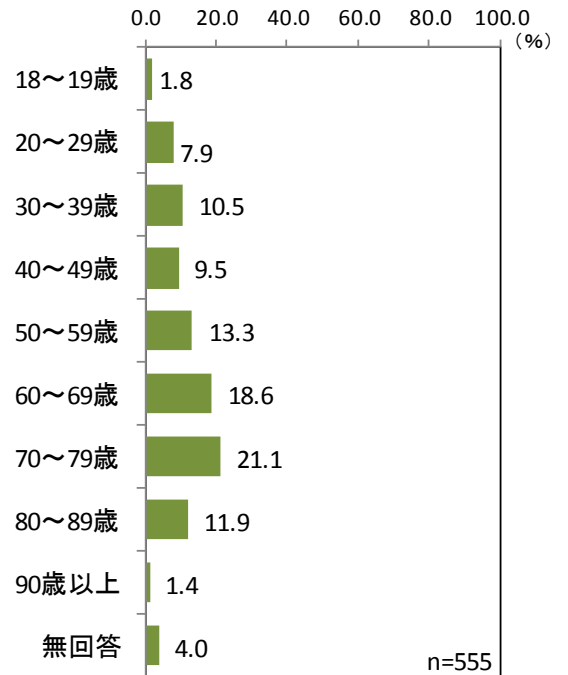
1. 回答者の基本属性等について

- ✓ 回答者の男女比は、女性 55.1%、男性 40.4%と、女性が高い。
- ✓ 年代構成は、70 歳代の 21.1%が最も高く、これに 60～69 歳の 18.6%が続き、60 歳以上が 53.0%を占める。
- ✓ 就業形態をみると、「無職」の 32.8%が最も高く、以下、回答割合が高い方から「民間企業や団体（従業員 30 人以上）に勤務」（16.0%）、「家事専業」（13.0%）、「臨時雇・パートタイマーなど」（11.9%）の順となっている。

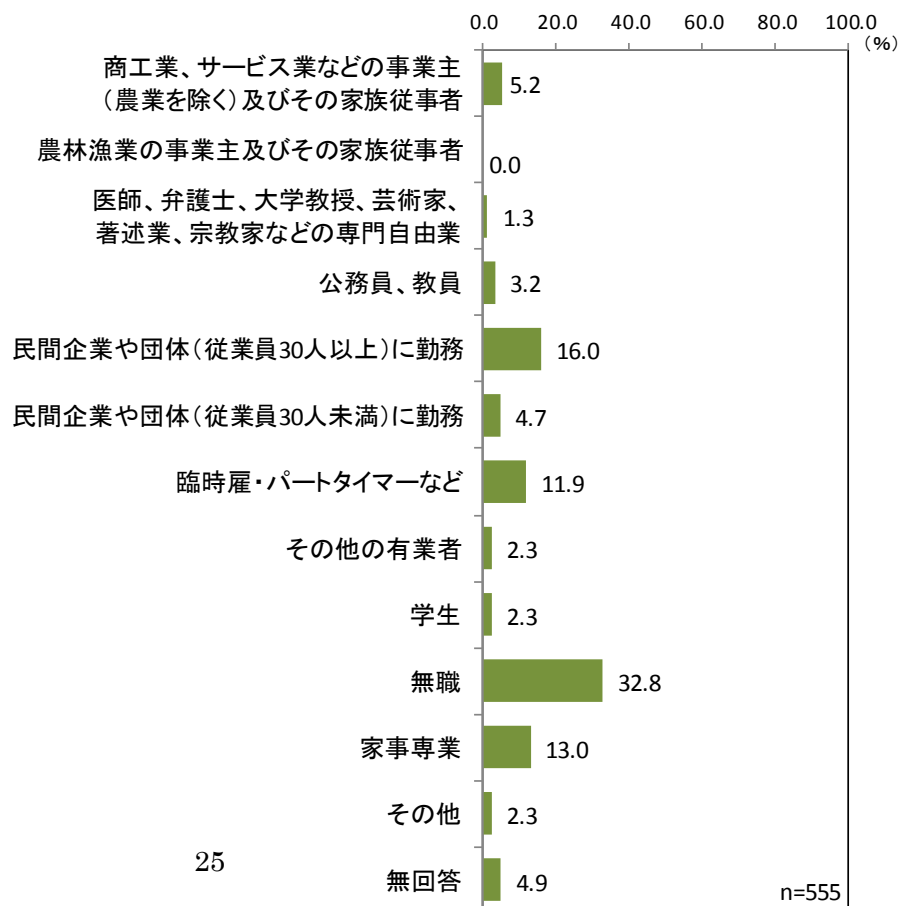
<性別>



<年代>



<就業形態>



✓ 回答者が居住している小学校区別の構成比をみると、「中間東」の22.5%が最も高く、これに「中間南」の21.3%、「中間」の16.9%が続いている。

<回答者が居住している小学校区>

